

大網白里市空き家バンク登録物件 改修事業補助金ガイドブック



問い合わせ先・申請書提出先

大網白里市役所 地域づくり課 環境対策班

TEL 0475-70-0386

E-mail chiiki@city.oamishirasato.lg.jp

1. はじめに：制度の目的と概要

大網白里市では、市外から移住される方の住まいづくりを応援し、地域の活性化を図るため、市の「空き家バンク」に登録された物件を購入した方へ、改修に係る費用を補助しています。

この制度は、単なる住宅改修の支援にとどまらず、本市への移住・定住の促進を目的とし、次の3つのポイントが柱となっています。

★若年移住者の新しい生活を強力にバックアップ

申請時に39歳以下の転入世帯の移住を対象とし、若い世代の住まいづくりを支援します。

★空き家バンク物件の活用

市の空き家バンクに登録され、実際に購入された物件が対象となります。

★最大200万円の補助

水回りや屋根、内装など、生活に不可欠な改修工事に対し、最大200万円（経費の3分の2）を補助します。

2. あなたは対象？：補助対象者のチェックリスト

補助金を申請するには、以下のすべてに該当する必要があります。

特に「転入世帯の納税状況」「転入のタイミング」にご注意ください。

【チェック項目】

- * [] **年齢**：申請日時点で、年齢が39歳以下であること。（転入世帯全員）
- * [] **移住の要件**：以下の2点を満たしていること。
 - ①対象物件の売買契約を締結する前1年間、転入世帯全員が大網白里市の住民基本台帳に登録されていないこと。
 - ②改修工事が完了した後に、本市の住民基本台帳に登録（転入）する予定であること。
- * [] **所有者**：自ら居住することを目的に、対象物件の売買契約を締結した個人であること。
- * [] **市税の完納**：転入世帯全員に市税の滞納がないこと。
- * [] **暴力団排除**：転入世帯が暴力団員等でないこと。
- * [] **国籍・在留資格**：日本国籍を有する、または永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格があること。

3.どんな工事が対象？：補助対象経費の詳細

補助対象となる工事は、建物の機能維持や居住環境の向上のための改修工事です。

対象となる工事（例）	対象とならない工事（例）
水回り：台所、浴室、洗面所、便所の改修工事	躯体補強：耐震改修や建物の骨組みを強める工事
設備：給排水、電気、ガス設備の改修工事	法令違反：建築基準法等の法令に違反する工事
外装：屋根、外壁等の改修工事	過去の受給：転入世帯に属する者が同種（改修）の補助制度を既に受けている場合
内装：壁紙の張り替え、床の改修工事	その他：DIY（※）による改修 （※）専門業者に任せず自分で修理・改良すること
その他：市長が特に認める工事	

◇特殊なケース：併用住宅（店舗兼住宅など）の場合

店舗や事務所と住宅が一体となっている建物の場合は、「居住部分」のみが補助対象となります。屋根や外装などの共用部分については、床面積の割合で按分して算出します。

4.対象額はいくら？：補助金額の計算方法

補助金額は、次のルールに基づいて算出されます。

- * 補助率：補助対象経費（消費税含む）の 3 分の 2
- * 限度額：最大 200 万円
- * 端数処理：1,000 円未満の端数は切り捨て

【計算シミュレーション】

例 1：補助対象経費（税込）が 150 万円の場合

$$150 \text{ 万円} \times 2/3 = 100 \text{ 万円 (補助額)}$$

例 2：補助対象経費（税込）が 305 万円の場合

$$305 \text{ 万円} \times 2/3 = 2,033,333 \text{ 円} \rightarrow 1,000 \text{ 円未満を切り捨て、}$$

さらに限度額を適用するため 200 万円（補助額）

5.申請から交付まで：手続きの流れ

4月1日（年度開始）

1. 売買契約	2. 交付申請	3. 交付決定	4. 工事実施	5. 住民登録	6. 実績報告	7. 額の確定	8. 請求	9. 補助金交付
前年度の契約も対象	4/7以降に受付。 着工前に提出。	市から申請者へ送付	通知を受け取った後、契約・着工が可能	工事完了後、転入	工事完了後30日以内または3月10日、どちらか早い方	市が内容を検査し、補助金額を決定	確定通知後に請求書を提出	指定口座へ補助金を振込

【厳守】

必ず「工事の契約締結（着手）前」に申請してください。本制度において「着手」とは「施工業者との契約締結」を指します。交付決定通知を受ける前に契約・着手した場合は、一切の補助が受けられません。

【手続きフロー】

1. 交付申請（事前申請）：見積書、図面、現況写真などの必要書類を市へ提出してください。
2. 交付決定の通知：市が審査を行い、適当と認めた場合に「交付決定通知書」を送付します。
3. 工事の着手（契約）：交付決定通知書が届いた後に、施工業者と契約を結び、工事を開始してください。
※工事は申請年度の2月末までに必ず完了させてください。
4. 実績報告：工事完了後、30日以内または3月10日のいずれか早い日までに、領収書の写しや工事後の写真を提出してください。
5. 額の確定・請求：市が完了を確認し、最終的な補助金額を確定します。「確定通知書」を受けた後、請求書を提出することで指定口座に補助金が振り込まれます。

6.厳守事項：補助金の返還規定

「大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金交付要綱」の規定に違反した場合、補助金の返還を命じられる場合がありますので、十分にご注意ください。

●物件処分の制限（第8条）

住民登録日から10年間は、物件を譲渡、貸し付け、取り壊し、担保提供することは原則禁止されています。

●補助金の返還命令（第16条）

偽りの申請をした場合や、要綱の規定に違反した場合は全額、10年未満で転出した場合は、交付した補助金額の総額を120月で除して得た額に、120月から居住した月数を減じた月数を乗じて得た額（1,000円未満は切り捨て）を返還する必要があります。

●実地調査への協力（第17条）

住民登録日から10年間、市が居住状況の報告を求めたり、実地調査を行ったりする場合があります。

7. 終わりに

改修計画の内容が補助対象になるか、また手続きの具体的な進め方など、少しでも不明な点があれば、契約前に必ず地域づくり課へご相談ください。

移住という大きな決断をスムーズに進めるためにも、計画段階での早期のご相談をお待ちしております。